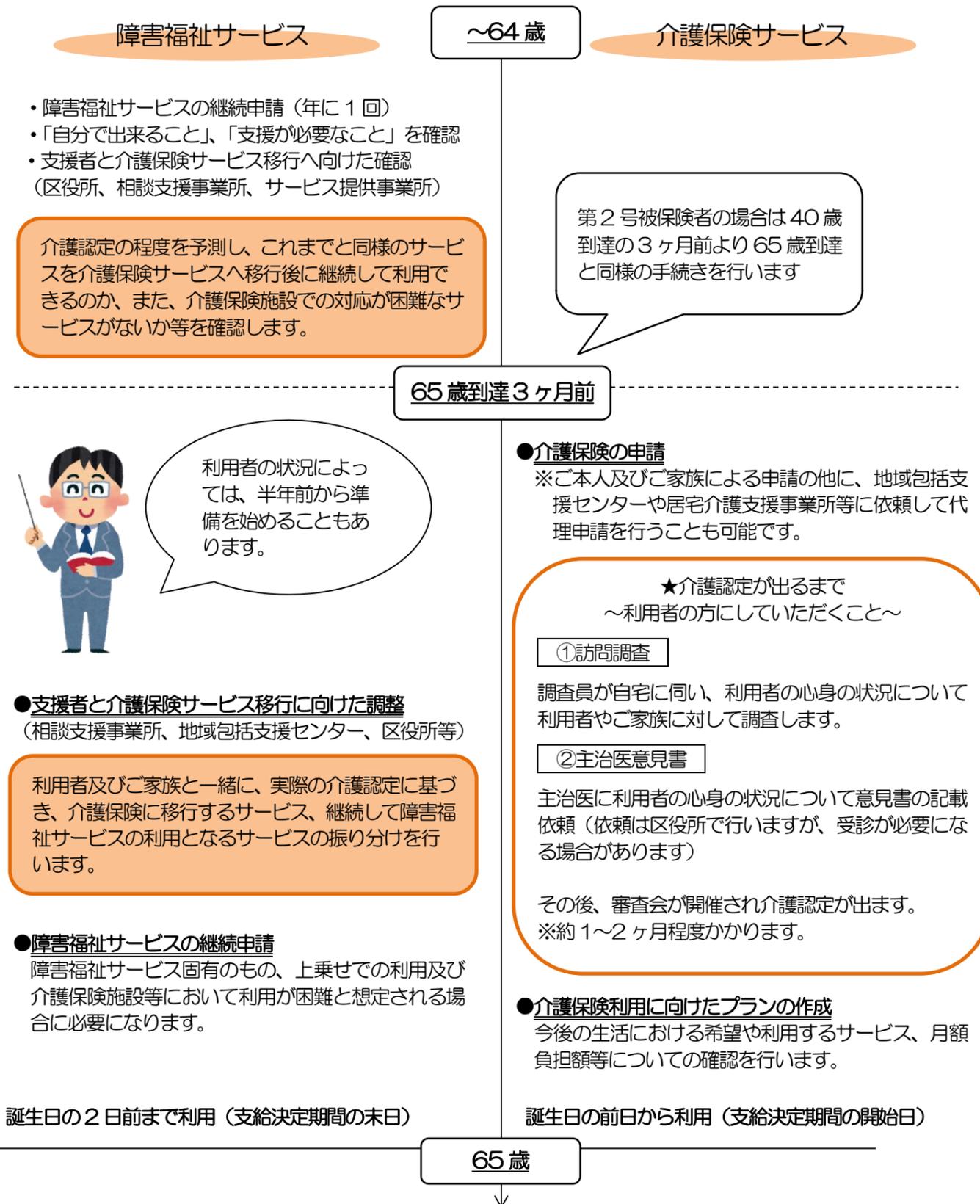


介護保険サービス移行までの流れについて

(参考) 介護保険サービス移行におけるフローチャート



障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した事例

仙台市にお住いのAさん、これまで障害福祉サービスを利用してきましたが、来月65歳を迎えます。先日、介護認定は要介護1と認定されました。そのため、介護保険サービスへの移行が必要になりますが、Aさんは、65歳到達後もこれまで変わらず生活を続けられるのか不安に思っています。(利用している事業所、サービス内容及び利用者負担額等。心配は絶えません)

では、実際に、Aさんを事例にどのように移行していくのが確認していきましょう。

< Aさんの概要 >

- 身体障害者手帳1級 (視覚障害及び下肢障害)
- 障害支援区分2
- 所得区分 非課税世帯 (介護保険所得段階2)

< これまで利用していた障害福祉サービス >

- 居宅介護 月10時間 (調理、掃除、洗濯等)
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援B型 (週3回)

< 移行後の状況 >

- 居宅介護 → 介護保険サービス (訪問介護) へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用 (障害福祉固有であるため)
- 就労継続支援B型 → 継続して障害福祉サービスを利用 (障害福祉固有であるため)

< 利用者負担額 >

- これまで、...
 障害福祉サービスでは非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
- 介護保険移行後
課税・非課税に関わらず、利用料金の1～2割を負担することになります。 Aさんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス (居宅介護 (訪問介護)) について利用者負担額が生じてしまいます。

例. Aさんの利用者負担額 (訪問介護の利用料金)

- ①身体介護 (排泄、入浴介助等利用者の身体に触れるもの) → 1時間当たり約4,000円 (1割負担で400円)
 - ②生活援助 (掃除、調理等利用者の日常生活に必要な支援) → 1時間当たり約2,500円 (1割負担で250円)
- ※生活援助を月10時間利用したとすれば、2,500円 (月額) の負担額が生じます。

介護保険移行後も、変わらずに利用できそう。良かった。でも、負担額が発生するみたいね。



※実際の移行においては、上記以外にも多くの確認事項がありますので、詳細については各区障害高齢課、障害者相談支援事業所および各地域包括支援センターにお問い合わせください。

介護保険サービス移行に係るQ&A

Q1. 65歳になると介護保険サービスを利用することになると聞いたのですが、これまで障害福祉サービスを利用していた場合には、負担額が心配なので65歳到達後も継続して障害福祉サービスを利用できるのでしょうか。

A1. 65歳到達時には障害福祉サービスを利用していた場合でも、必ず介護保険サービスへの移行が必要になります。ただし、障害福祉サービス固有のものについては65歳到達後も継続して利用可能です。

Q2. 介護保険制度では福祉用具（車椅子やベッド等）の購入はできるのでしょうか。

A2. 介護保険では福祉用具の利用は原則レンタル対応になります。ただし、一部の用具に関しては、購入の対象となる場合もあります。

Q3. 介護保険移行後は障害福祉制度での支給はできないのでしょうか。

A3. 介護保険の福祉用具レンタルにある項目については障害福祉制度での支給はできません。福祉用具レンタルに該当しない義足や義手、短下肢装具等に関しては支給要件を満たせば障害福祉制度で支給されます。ただし、例外として、車椅子は福祉用具レンタルの既成品での対応が困難な場合（本人の身体状況等より）に限り、本人の身体状況に応じたオーダーメイドの車椅子の作製が可能です。

Q4. 要支援と要介護では介護保険サービス移行において違いはあるのでしょうか。

A4. 介護保険では介護認定の程度において月に利用できる介護保険サービス量が異なります。（要支援より要介護認定の方が利用できるサービスは多くなります）また、訪問介護におけるヘルパー利用についても、要支援の場合は週に1~2回、1回あたり60分以内といった制限が設けられる場合もあります。
※詳細については、下記までご連絡ください。

Q5. 介護保険を利用後に病気が悪化して、支援内容や支給量を変更したい場合は、誰に相談してどこに申請に行けばいいのでしょうか。

A5. 支援の内容や支給量を変更したい時は、担当の地域包括支援センター（要支援の場合）又はケアマネージャー（要介護の場合）に相談し、現在の支援内容等の見直しを行います。その後、介護認定の見直しが必要な場合は、障害高齢者介護保険係に介護認定の変更申請を行います。申請は、ご本人及びご家族による申請の他に、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等に依頼して代理申請を行うことも可能です。

※今後、制度改正等より記載内容が変更する可能性があります。

< お問い合わせ先 >

部署名	電話番号
太白区役所障害高齢課	022-247-1111
障害者相談支援事業所ハンス太白	022-308-8834
障害者相談支援事業所サポートはぎ	022-302-7460
障害者相談支援事業所向日葵ライフサポートセンター	022-741-2880
各地域包括支援センター	（お住まいの地区を管轄する地域包括支援センター）

平成29年2月 「よりそいワーキング65」作成

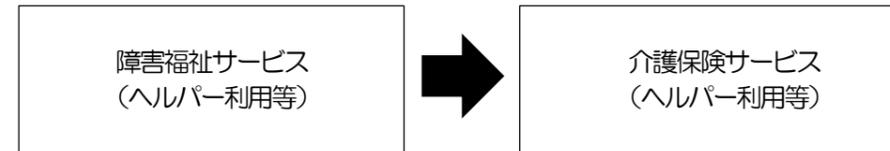
→ 平成28年9月より地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、区役所が構成員となり、障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行に向けて様々な課題解決に取り組んでいます。

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行について

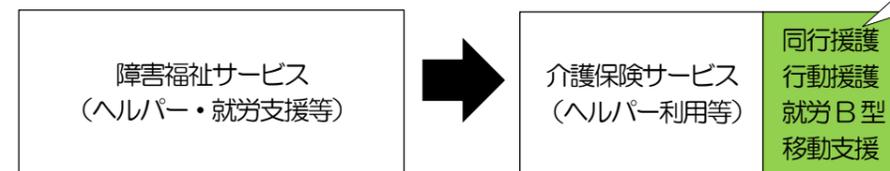
障害者総合支援法（障害福祉サービスを定める法律）及び介護保険法における優先関係の適用により、**65歳到達の前日より（第2号被保険者の場合は40歳到達の前日より）、介護保険サービスへその提供主体を移行する必要があります。**

<参考イメージ>

①障害福祉サービスの全てを介護保険サービスへ移行できる場合



②一部に介護保険サービスに相当するサービスがない場合

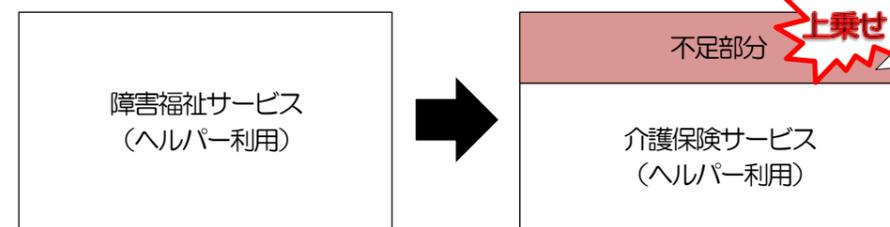


これらのサービスは継続して利用できます。

③介護保険サービスだけでは、移行前の支給量を維持できない場合

<上乗せ要件>

- ・両上下肢1級の身体障害者手帳所持者（両上下肢1級と同等の支援を要する方（難病も含む））
- ・視覚障害1,2級または聴覚障害2級の身体障害者手帳所持者
- ・心臓、腎臓等の内部障害1級の身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳Aまたは精神福祉手帳1,2級保持者



要件のいずれか1つに該当する場合、不足部分を障害福祉サービスで補うことができます。

その他の注意点!!

介護保険サービスに相当するサービスがある場合であっても、利用者の障害特性や医療的ケアの程度（例・重度知的障害者、重度身体障害者等）によっては介護保険施設等での対応が困難なことが想定されます。その場合には65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用が可能です。

<継続が可能なサービス>

- ・短期入所、生活介護、共同生活援助、自立訓練

※介護保険施設での対応が困難と想定される場合は事前に太白区障害高齢課障害者支援係にご相談ください。